

会津若松市簡易水道事業 経営戦略

令和3年3月

目次

第1章 経営戦略策定について	
1 経営戦略の趣旨	1
2 経営戦略の位置づけ	1
第2章 事業概要	
1 事業の現況	2
2 経営健全化の取組	4
3 経営比較分析を活用した現状分析	4
第3章 将来の事業環境	
1 給水人口・給水件数の見通し	7
2 水需要（有収水量）の見通し	9
3 料金収入の見通し	9
4 施設の見通し	10
5 組織の見通し	10
第4章 経営の基本方針	11
第5章 投資・財政計画	
1 投資・財政計画	12
2 投資・財政計画の策定にあたっての説明	12
3 投資・財政計画に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要	13
第6章 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	14

第1章 経営戦略策定について

1 経営戦略の趣旨

簡易水道は、住民生活と経済活動に欠かすことができない重要なライフラインであり、安全安心で安定的な水道の供給が求められます。

また、簡易水道事業は、給水区域内の人口が101人以上5,000人以下に供給する事業であり、法制度上は水道事業同様に水道法に基づき運営している事業です。

本市の簡易水道は、湊町の下馬渡地区、東田面地区及び西田面地区を給水区域としており、その施設の多くは、昭和29年から昭和33年に整備され、法定の耐用年数を超えて老朽化に伴う更新需要が増大しています。その一方で、人口減少に伴う水道料金収入の減少が見込まれるなど、事業を取り巻く経営環境は、大きな転換期を迎えています。

今後、将来にわたって継続的な運営を行うためには、収入と収支のバランスの取れた中長期的に安定した経営基盤を築くことが不可欠です。

本経営戦略は、経営環境の変化に迅速かつ適正に対応するため、地域の特性やニーズを把握し分析を行い、簡易水道事業の運営の見直しを図りながら、さらに経営健全化への取組を推進するとともに、安定的な経営基盤を実現するための指針として策定するものです。

2 経営戦略の位置づけ

本経営戦略は、中長期的な事業運営の指針として、令和3年度から令和12年度までの10年間の方向性を示す基本計画であり、本市の『会津若松市第7次総合計画』や国の指針などとの整合を図りながら、今後の取組方針を示し、将来にわたって安定的な事業経営を目指す役割を担います。

なお、定期的に検証を行い、計画の前提となる経営・財政の条件が大幅に変更になった場合には見直しを行っていきます。

■事業名：会津若松市簡易水道事業

■策定月：令和3年3月

■計画期間：令和3年度～令和12年度（10年間）

〈会津若松市第7次総合計画〉

○政策分野 32. 上下水道

○施策 2. 上水道未整備地区における飲料水の安定確保

上水道が整備されていない地区においても、安全で安心な飲料水を安定的に確保します。

○主な取組 ①地区給水施設の整備推進

②簡易水道及び地区給水施設の適正かつ効率的な維持管理の推進

第2章 事業概要

1 事業の現況

(1) 経過

年月日	事項
昭和28年 11月7日	旧湊村下馬渡地区簡易水道事業認可
昭和29年 2月21日	旧湊村東田面地区簡易水道事業認可
昭和29年 3月15日	下馬渡地区・東田面地区簡易水道供用開始
昭和30年 1月1日	市町村合併により旧湊村から会津若松市に移管
昭和32年 6月1日	水道法公布（湊町簡易水道事業特別会計を設置）
昭和32年 8月31日	西田面地区簡易水道事業認可
昭和33年 8月	西田面地区簡易水道供用開始（特別会計を設置）
昭和37年	東田面地区に計量制導入（計量器設置）
昭和56年	下馬渡地区に計量制導入（計量器設置）
平成12年	西田面地区に計量制導入（計量器設置）
令和2年 4月1日	地方公営企業法を適用

(2) 施設の概要（事業認可時）

地区名	下馬渡	東田面	西田面	
水源の種類	湧水	湧水	湧水	
水源水量	78.0 m ³ /日	658.4 m ³ /日	444.0 m ³ /日	
施設	取水井	約 0.3 m ³ ×1箇所 約 1.4 m ³ ×1箇所 約 12.0 m ³ ×1箇所	約 0.4 m ³ ×1箇所	
	減圧井	約 0.4 m ³ ×2箇所	—	約 0.5 m ³ ×1箇所
	導水管	L= 977.0m	L= 914.5m	L= 504.3m
	配水池	1池 (21.0 m ³)	1池 (18.0 m ³)	1池 (27.0 m ³)
	配水管	L= 1,133.4m	L= 2,622.9m	L= 1,469.4m
	最大配水量	65.0 m ³ /日	105.0 m ³ /日	160.0 m ³ /日

(3) 料金

一般用、営業用、観賞用及び臨時用の用途別に料金を設定しています。

水道が日常生活に欠かせないものであることから、一般用（一般家庭や公共的な事業用）に使用する場合は、他の用途と比較して安価な料金設定としています。

本市簡易水道料金は、本市の上水道（以下「上水道」という。）の料金より安価であり、10 m³使用の家庭用料金は、県内公営簡易水道事業の中で最も安価な料金設定となっています。

【簡易水道料金】

用途・料金	基本料金（月額）		水量料金
	基本水量	料金	
一般用 （家庭・官公署・学校・病院・福祉施設等）	10 m ³	580 円	70 円/m ³ （11 m ³ ～）
営業用 （飲食店・旅館など）	20 m ³	1,800 円	100 円/m ³ （21 m ³ ～）
観賞用 （公園の噴水・観賞池など）	10 m ³	5,470 円	580 円/m ³ （11 m ³ ～）
臨時用 （工事用・興行用など）	1 m ³	230 円	230 円/m ³ （2 m ³ ～）

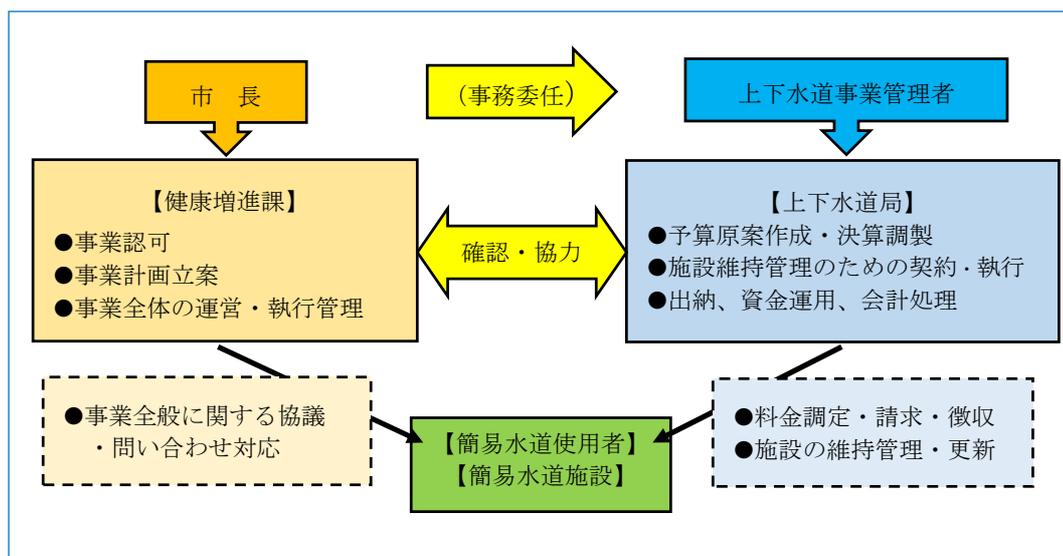
※令和2年10月末現在で一般用途以外の使用はない。

（参考：上水道及び他の水道料金との比較）※税抜、一般用1月あたりの金額

区 分	基本料金	水量料金 （1 m ³ あたり）	（参考） 10 m ³ 使用料金
簡易水道	580 円	70 円	580 円
上水道	1,360 円	196 円	1,360 円
湊地区 民営簡易水道	600 円 ～1,100 円	30 円 ～50 円	1,000 円 ～1,100 円
湊地区 地区給水施設	2,000 円 ～2,500 円	50 円	2,500 円 ～3,000 円

(4) 組織

令和2年4月1日の地方公営企業法適用の財務規定等の適用（一部適用）を機に、効率的な事業運営を図っていくため、事業全体の計画・運営、簡易水道利用者との協議は市長部局で行い、水道施設の維持管理及び公営企業会計に基づく経理、予算・決算管理等は上下水道局が担っています。



2 経営健全化の取組

施設の維持管理や公営企業会計に基づく経理等は、その知識・経験が豊富な上下水道局に事務委任することで、市長部局と各々の長所を活かしながら、効率的、効果的な運営に努めています。

また、上下水道局においては、施設の維持管理や料金徴収業務など外部委託等による効率化を進めており、簡易水道の事務においても同様に、経営健全化に向けた取組を行っています。

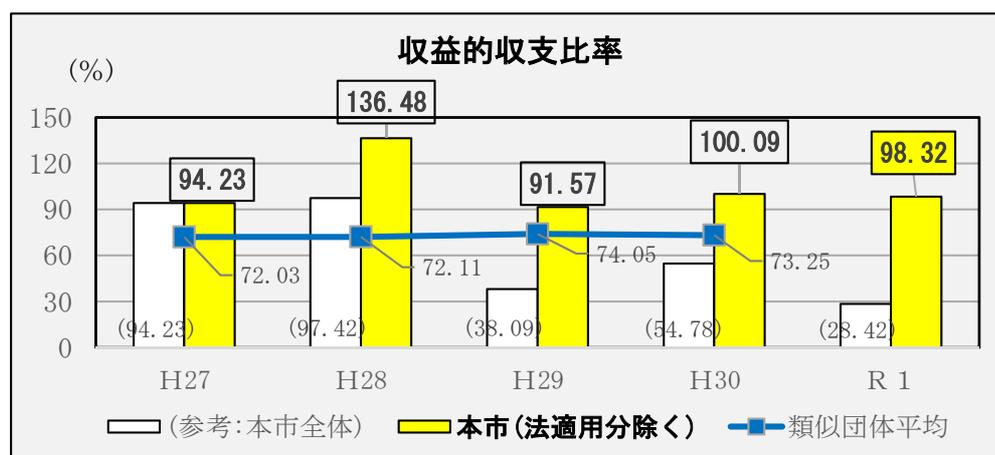
3 経営比較分析を活用した現状分析

(1) 個別の指標分析

- 直近で算出できる数値が、地方公営企業法適用前の令和元年度（類似団体は平成30年度まで）のものであるため、同法適用前（法非適事業・官公庁会計）の指標を用いています。
- 平成28年度から令和元年度における地方公営企業法適用に係る費用（会計システム構築や適用に向けた準備費用）は、事業執行（会計処理変更）のための一時的な費用であるため、この費用及び関連する企業債借入・償還、一般会計繰入金を除いた分析を主とします。

① 収益的収支比率

指標説明	その年度において、経常的な費用を、経常的な収入でどの程度賄えているかを示す指標 ※企業債償還金とこれに充てる一般会計繰入金を含む
算式	収益(+一般会計繰入金)÷費用(+企業債償還金)×100
評価	100%以上で収支が黒字であることを示す。
R1本市算出	98.32% (3,579千円+2,994千円)÷(6,685千円+0千円)×100

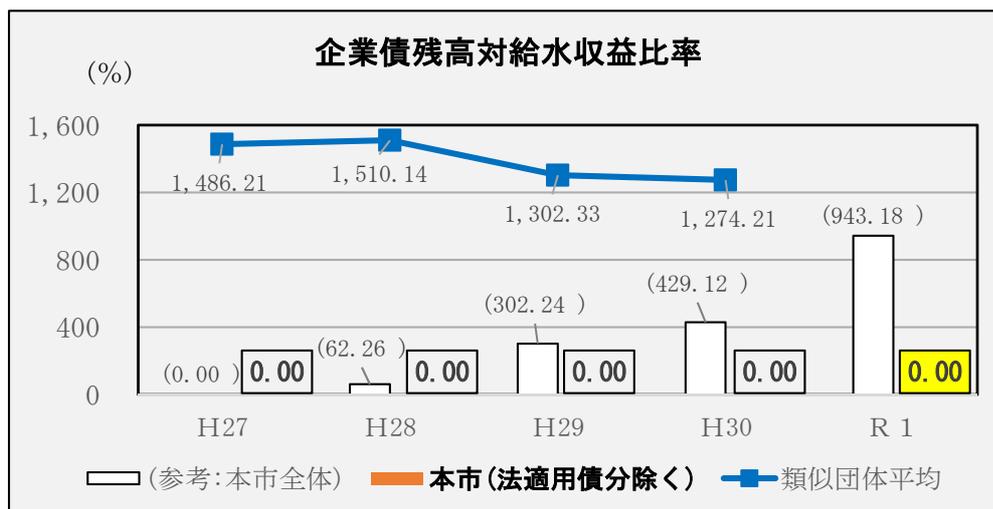


※「類似団体」は3次産業65%以上の人口10万人以上15万人未満の市(以下同じ)

※一般会計繰入金が予算額で収入しているため100%にならない。100%未満の場合は前年度以前の繰越金で補てん、100%以上の場合は次年度へ繰越

② 企業債残高対給水収益比率

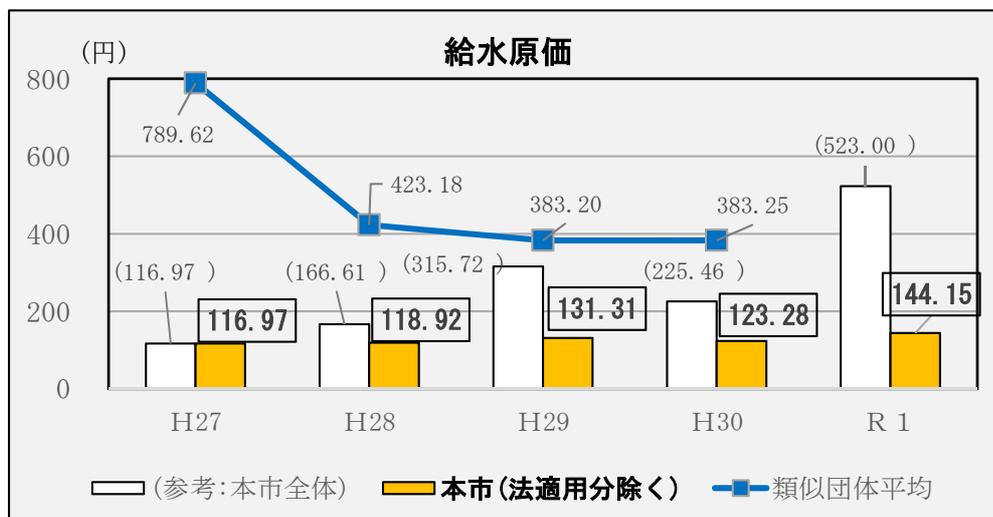
指標説明	給水収益に対する企業債残高の割合により、企業債残高の規模を示す指標
算式	企業債現在高合計÷給水収益×100
評価	数値が低いほど健全と判断
R1本市算出	0.00% 0千円÷3,573千円×100 ※（地方公営企業法適用債を除くと）企業債残高なし



③ 給水原価

指標説明	有収水量1m ³ あたりに、どれだけの費用がかかっているかを示す指標
算式	費用(+企業債償還金)÷年間総有収水量*
評価	数値が低いほど健全と判断
R1本市算出	144.15円 (6,685千円+0千円)÷46,375m ³

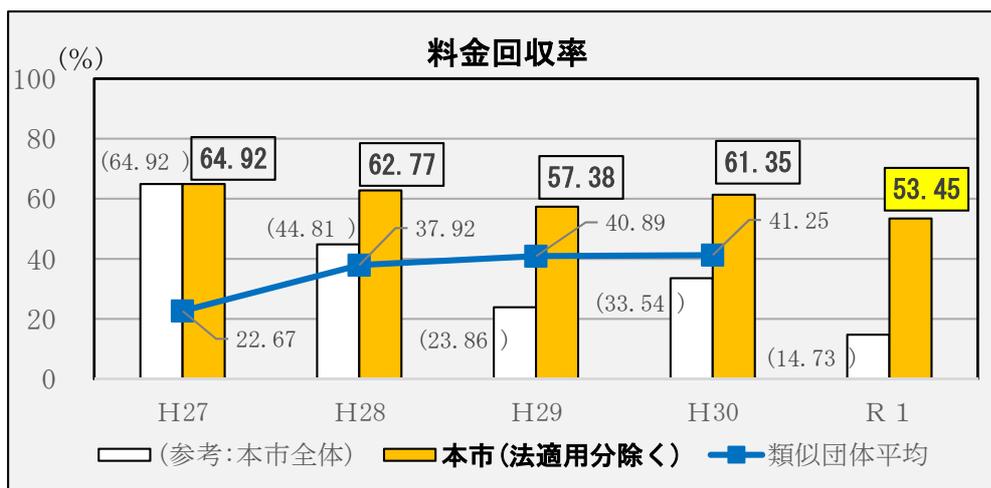
*有収水量…料金徴収の対象となった（料金として収入した）分の水量



④ 料金回収率

指標説明	給水に係る費用を、どの程度給水収益で賄えているかを示す指標
算式	供給単価 ÷ 給水原価 × 100
評価	100%以上が判断基準 100%未満は料金収入の確保と給水経費の削減が必要
R 1 本市算出	53.45% $77.05 \text{ 円} \div 144.15 \text{ 円} \times 100$

※供給単価 = 給水収益 ÷ 年間総有収水量 = 3,573 千円 ÷ 46,375 m³ = 77.05 円

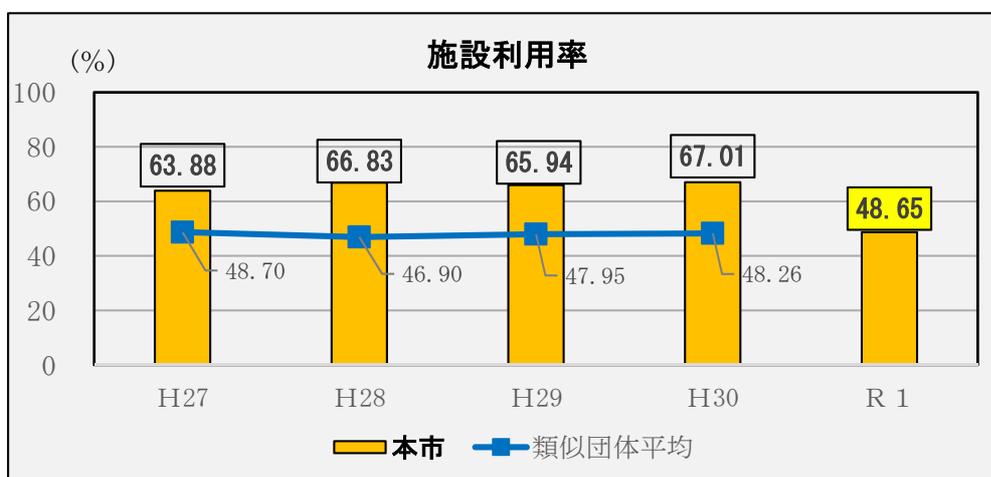


⑤ 施設利用率

指標説明	施設設備が一日に対応可能な配水能力に対する一日の平均水量の割合で、施設の利用状況や適正な規模の判断指標
算式	1日平均配水量 ÷ 1日配水能力 × 100
評価	数値が高いほど適正と判断
R 1 本市算出	48.65% $160.56 \text{ m}^3 \div 330.0 \text{ m}^3 \times 100$

※1日平均配水量 = 年間総配水量 ÷ 365日 = 58,603 m³ ÷ 365日 = 160.56 m³

※1日配水能力 = 下馬渡 65.0 m³ + 東田面 105.0 m³ + 西田面 160.0 m³ = 330.0 m³

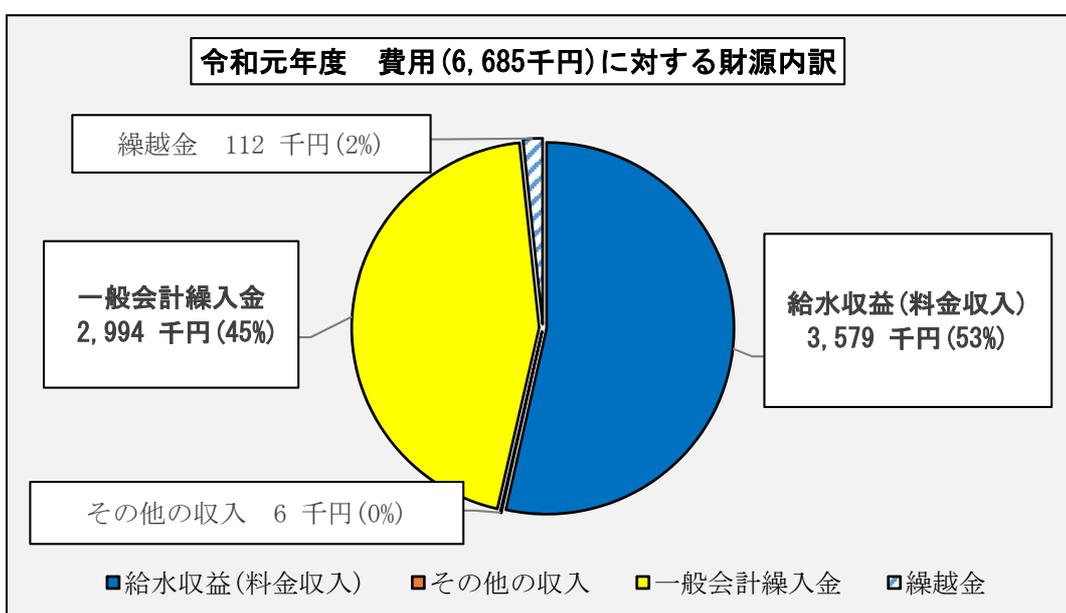


(2) 現状分析の総括

単年度における収支については、経常的な費用をほぼその年度の収入で賄っている（収益的収支比率 98.32%）ものの、給水収益（水道料金収入）で賄っている割合は約 5 割（料金回収率 53.45%）で、この収入不足分のほとんどを一般会計からの繰入金で補っている状況にあります。

企業債については、これまで、大規模な建設・改修工事を行ってきていないこと、必要な工事の際には一般会計からの繰入金を財源としてきたことなどにより、地方公営企業法の適用に係る分を除いて残高はありません。

また、施設の利用率が能力の 5, 6 割程度（施設利用率 48.65%）であることから、施設更新にあたっては、利用の実態に即した適正な規模での整備を検討する必要があります。



第3章 将来の事業環境

1 給水人口・給水件数の見通し

(1) 給水人口

給水人口は近年減少傾向にあり、少子高齢化が進行している現状では、今後もこの傾向が続くものと予想されます。

本経営戦略では、人口ビジョン（国立社会保障人口問題研究所の調査に基づくパラメータ（子ども女性比率等）を活用した人口の推進値）をもとに試算します。

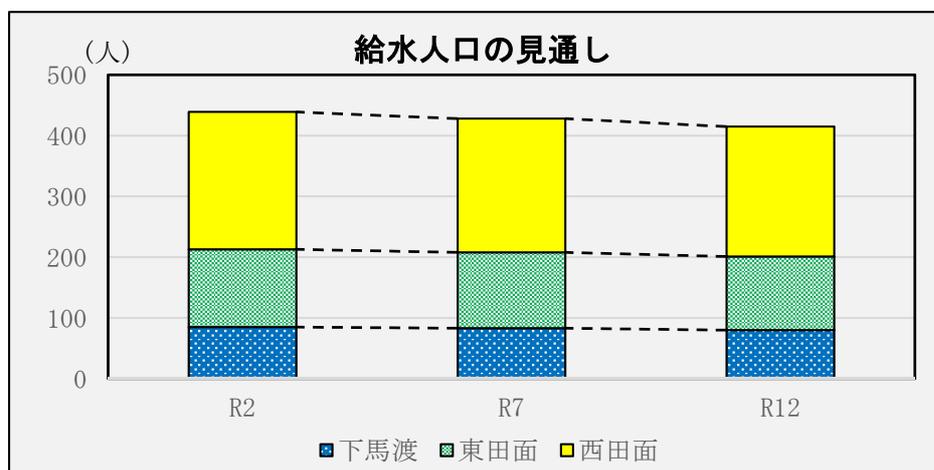
【人口ビジョン】

本市人口 令和2年 118,620人

令和12年 112,663人 ▲5,957人 減少率 0.9497

この結果、令和2年度から令和12年度までの10年間で下馬渡地区5人、東田面地区7人、西田面地区12人、合計で24人減少すると見込んでいます。

区 分	地 区	R 2	R 7	R 12	R 12-R 2
給水人口 (人)	下馬渡	85	83	80	▲ 5
	東田面	128	125	121	▲ 7
	西田面	226	220	214	▲ 12
	計	439	428	415	▲ 24

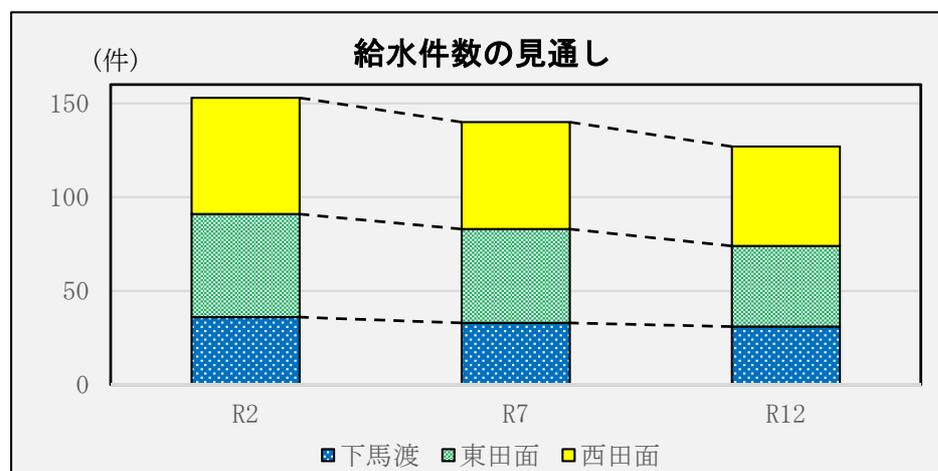


(2) 給水件数

給水件数も、給水人口の減少に伴って減少していくものと予想されます。

本経営戦略では、世帯数も給水人口と同様に人口ビジョンをもとに試算し、令和2年度から令和12年度までの10年間で、下馬渡地区5件、東田面地区12件、西田面地区9件、合計で26件減少すると見込んでいます。

区 分	地 区	R 2	R 7	R 12	R 12-R 2
給水件数 (件)	下馬渡	36	33	31	▲ 5
	東田面	55	50	43	▲ 12
	西田面	62	57	53	▲ 9
	計	153	140	127	▲ 26



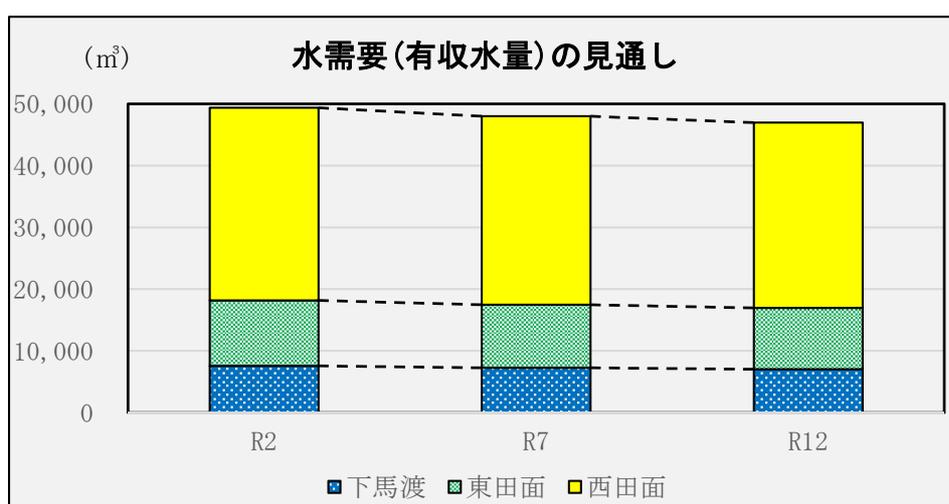
2 水需要（有収水量）の見通し

水需要（有収水量）は、近年、若干の減少傾向にあります。有収水量全体の約2割を占める西田面地区の特別養護老人ホームで、今後も安定的に使用することが見込まれるため、有収水量の減少は給水人口や給水件数の減少に比べ緩やかに進むものと考えられます。

今後の水需要の試算においては、過去5年間の一人あたり有収水量をもとに、給水人口の見通しを踏まえ、試算しました。

結果、有収水量は、令和12年度に46,983 m³、令和2年度の見込み（49,373 m³）から2,390 m³（4.8%）減少すると見込んでいます。

区分	地区	R2	R7	R12	R12-R2
有収水量 (m ³)	下馬渡	7,582	7,260	7,040	▲ 542
	東田面	10,604	10,209	9,922	▲ 682
	西田面	31,187	30,533	30,021	▲ 1,166
	計	49,373	48,002	46,983	▲ 2,390

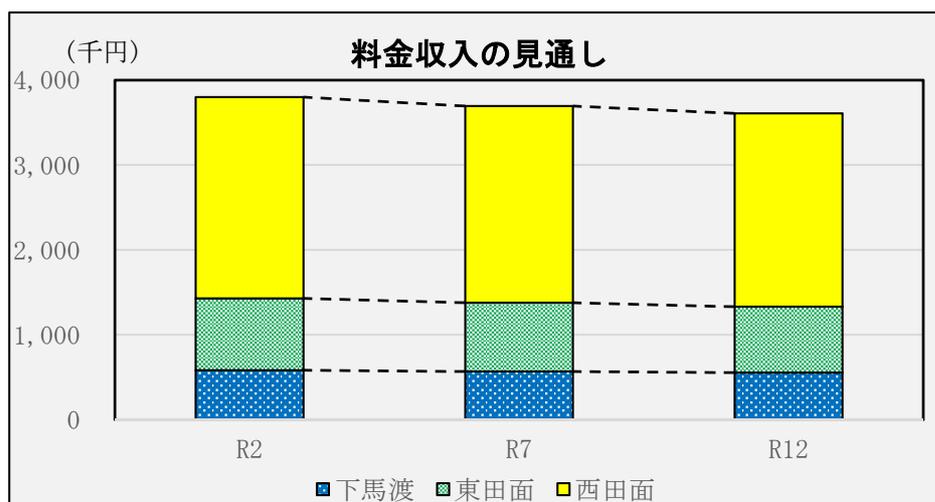


3 料金収入の見通し

有収水量から算定される料金収入（給水収益）についても減少傾向にあります。その減少は有収水量と同様、比較的緩やかに進むものと見込まれます。

有収水量の見通しをもとに、現行料金を前提として料金収入を試算した結果、令和12年度には約360万円、令和2年度の見込み（約380万円）から約20万（5.1%）減少すると見込んでいます。

区分	地区	R2	R7	R12	R12-R2
料金収入 (千円)	下馬渡	584	568	555	▲ 29
	東田面	846	811	777	▲ 69
	西田面	2,370	2,315	2,276	▲ 94
	計	3,800	3,694	3,608	▲ 192



4 施設の見通し

簡易水道は、昭和 30 年代に整備されて以降、大規模な改修は実施しておらず、取水・配水設備をはじめ老朽化が進んでいます。また、水処理は塩素滅菌のみの旧来の処理方法であり、処理方法の検討も求められています。

今後の施設更新の際には、経費の削減のために過剰な投資は避け、水需要に応じた適正な規模の検討も行う必要があります。

【主な水道施設の法定耐用残年数別の施設数】

種別・法定耐用年数	全数	耐用年数超過	残年数 ～10年	残年数 ～20年	残年数 21年～
水源施設(40年)	3施設	3施設			
配水池設備(60年)	3施設	2施設	1施設		
導・配水管(40年)	10,461m	3,820m (36.5%)	285m (2.7%)	2,157m (20.6%)	4,199m (40.2%)

※現時点で記録が残っているものに限る。

5 組織の見通し

事業全体の計画・運営や簡易水道利用者（地区住民）との協議を市長部局（健康福祉部健康増進課）で行い、水道施設の維持管理及び公営企業会計に基づく経理、予算・決算管理等を上下水道局で実施する現在の運営体制は、両組織の知識・経験を活かした効率的な体制であると考えられることから、当面、この体制で事業運営に努めていきます。

あわせて、さらなる効率的な運営を目指して、簡易水道の施設整備や近隣民営簡易水道の管理のあり方の検討などの課題に対応しながら、将来的な組織体制のあり方についても検討していきます。

第4章 経営の基本方針

簡易水道は、健康で文化的な生活を支えるライフラインとして必要不可欠な施設です。しかしながら、衛生面においては、将来の周辺環境による原水の変化にも対応できる水処理方法などの検討も必要であること、一方、経営面においては、人口減少、給水人口の減少に伴う給水収益の減少と施設改修の費用増加による運営の厳しさが見込まれるなど、簡易水道事業を取り巻く環境は、今後、大変厳しい状況になるものと想定されます。

このような状況のなか、住民の生活基盤である飲料水の安定的な供給を将来的に維持していくためには、公営企業会計を通して事業及び経営状況の「見える化」を図り、市と利用者が、現状に関する共通の認識やコスト意識を持つこと、その上で、変化していく環境の中で、望ましい施設整備や水処理の方法、事業を適切に運営していくための財源や料金のあり方などを考えていくことが重要であると考えます。

こうした観点を踏まえ、将来にわたり、安全安心な水道を持続的に供給していくため、次の基本方針に基づき、簡易水道事業の経営に努めていきます。

- 事業に携わる職員の財政マネジメントの意識向上を図っていきます。
- 公営企業会計を通じた事業及び経営状況の「見える化」を図り、水道利用者や地区住民と施設改修等の課題やコスト意識を持ちながら、ニーズを踏まえた持続可能な事業の運営に努めます。
- 現状の把握・分析や関連技術の情報収集に務め、変化する環境下にあっても衛生的な水質を維持できる施設、実態に即した効率的な施設の整備を図ります。
- 国県等との連携により、応急給水等の緊急対応・支援体制の整備を図ります。

〈持続可能な取組〉

簡易水道事業が、自然環境と深く関わりを持つ事業でもあることから、持続可能な開発のための国際目標である「持続可能な開発目標（SDGs）」の取組にも、特に関連の深い次の3つのグローバル目標を中心に、達成に向けた取組を進めていきます。



～ 6 安全な水とトイレを世界中に～



～ 11 住み続けられるまちづくりを～



～ 15 陸の豊かさも守ろう～

第5章 投資・財政計画（収支計画）

1 投資・財政計画

別紙のとおり

2 投資・財政計画の策定にあたっての説明

(1) 収支計画のうち「投資」についての説明

将来にわたって安定的な事業を行うため、中長期的な視点から、更なる効率的・効果的な投資（施設整備）が求められています。

しかし、今後の施設整備については、配水管改修工事をはじめ、老朽化した水源・導水・配水池の大規模な改修が見込まれ、経営にも大きく影響を与えることから、地域の方々の意見も十分に踏まえ、慎重に検討する必要があります。

さらに、同じく老朽化施設の改修問題を抱える近隣の民営簡易水道の今後の方針によっては、施設整備など不確定な要素があることから、現段階においては施設整備に係る費用は見込まないものとします。

(2) 収支計画のうち「財源」についての説明

〈給水収益（料金収入）〉

人口減少に伴う給水量の減少等による収入減や、施設整備の必要性を考えると、現行の水道料金水準では厳しい状況が想定され、今後、料金の見直しを行うことが必要です。

しかし、料金算定の基礎となる施設整備費が不透明であること、見直しにあたっては利用者への十分な説明が必要であることなどから、現段階においては、現行の料金水準での計画とします。

〈一般会計繰入金〉

一般会計からの繰入金については、企業債償還金や建設改良費用に充てる法令等に基づく繰入（基準内繰入）のほか、法令等に基準はないものの、地方公営企業法適用に係る費用分は事業執行者として、費用に対して収入が不足する額（赤字）分は、行政（市）の役割として一定の負担を負うべきもの（基準外繰入）と整理して計上しています。

(3) 収支計画のうち「投資以外の経費」についての説明

投資以外の経費のうち、減価償却費及び企業債償還金は既存の資産台帳や償却・償還予定から、その他経常的な費用については、過去の実績を勘案して算出しています。

なお、施設の維持管理業務及び料金徴収業務については、上下水道局において外部委託を行うことで、サービス水準の維持と経費の削減を図っています。

3 投資・財政計画に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1) 投資についての検討状況等

投資（施設整備）については、前述のとおり、手法や費用に大きな変化が生じる可能性が高いものです。

本経営戦略を実効性のあるものとし、将来を見据えた計画的な事業運営を行っていくために、根幹をなす投資については、施設整備等の方針が明らかになった段階において、本計画の見直しを検討していきます。

また、民営簡易水道の動向を注視しながら、安全安心で効率的な施設整備の検討に取り組んでいきます。

なお、投資にあたっては、以下の観点も踏まえて検討していきます。

〈民間の資金・ノウハウ等の活用〉

市長部局と上下水道局とが連携を図り、民間等における関連技術等の情報収集を行いながら、これらを活用した効率的な投資の検討を行います。

〈施設・設備の長寿命化等の投資の平準化〉

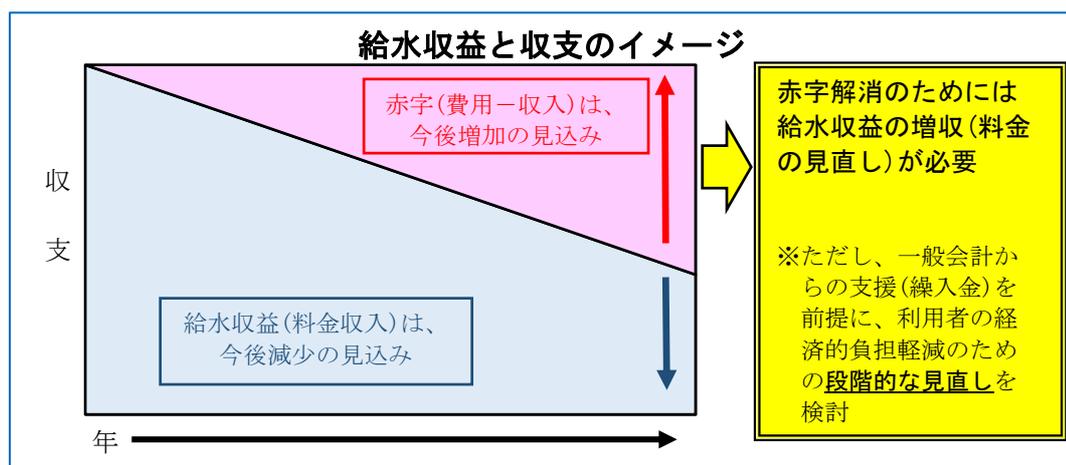
予防保全型の管理による施設の長寿命化や計画的な整備により、投資の平準化を図ります。

(2) 財源についての検討状況等

〈給水収益（料金収入）〉

今後の簡易水道を取り巻く状況や社会情勢等を的確に見極めながら、経費の抑制に努めた上で、今後見込まれる投資（施設整備）への財源確保のため、「受益者負担の原則」の観点から適正な料金水準の確保を図っていきます。

なお、料金については、市民への安全な飲料水の提供という行政が果たすべき役割を踏まえ、一般会計からの支援を継続することを前提としつつ、利用者の経済的負担に配慮して、段階的に見直しを検討していきます。



〈企業債〉

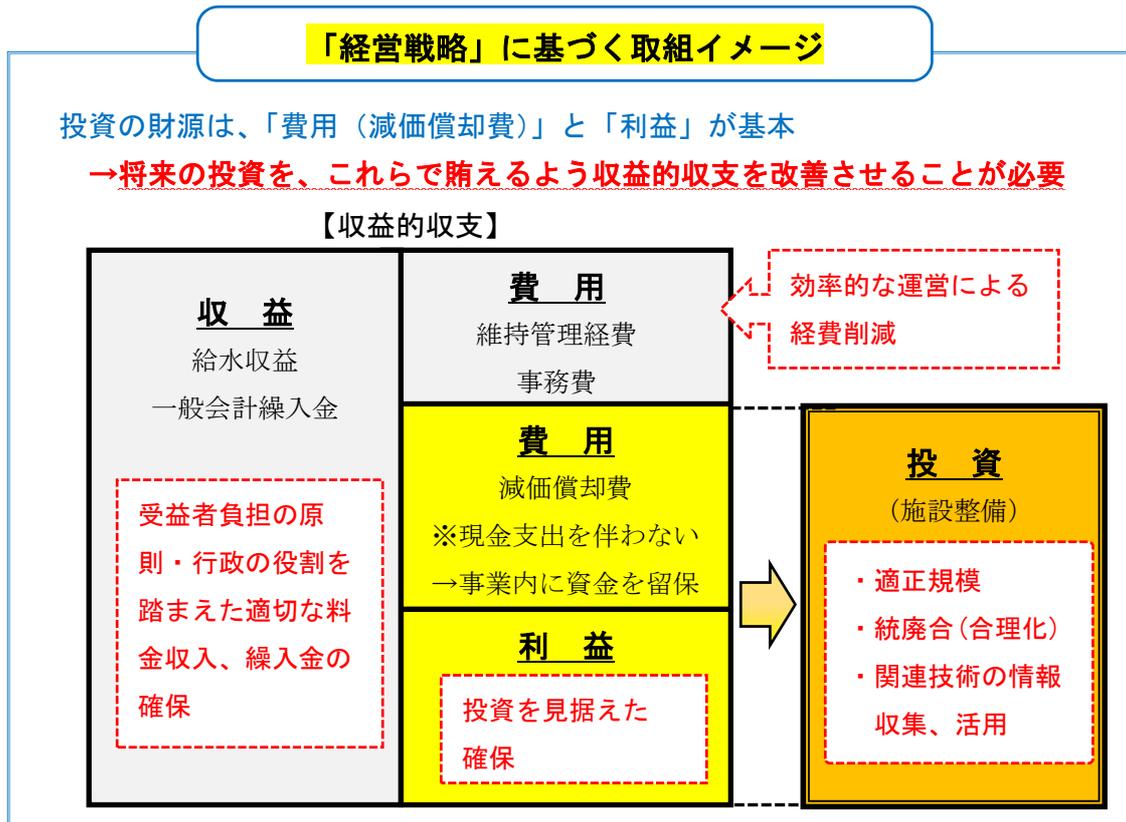
今後厳しい状況が見込まれる簡易水道事業にあつては、後世代への負担転嫁と投資の平準化のバランスを図ることが重要であり、今後の状況を見極めながら適切な企業債の活用を図ります。

〈一般会計繰入金〉

繰出基準に基づく一般会計の繰入を、財源として適正に確保していく一方で、基準外の繰入に関しては、行政の役割からの視点を踏まえつつ、可能な限りの抑制に努めてまいります。

(3) 投資以外の経費についての検討状況等

投資以外の経常的な経費については、引き続き市長部局と上下水道局とが連携しながら、外部委託の推進などにより、経費削減や効率的な運営に努めていきます。



第6章 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

本経営戦略を実効性のあるものとしていくためには、定期的な検証や実態に即した見直しが重要です。

検証や見直しにあたっては、P D C Aサイクル*により、市自らが事業の進捗や状況を把握・検証していくことはもちろん、令和2年4月に設置した「市簡易水道事業経営審議会」において、学識経験者や簡易水道利用者等、様々な立場からの意見を聞くほか、地区住民や水道利用者の皆さんとの意見交換に努めていきます。

こうした取組により、地区の実情や利用者ニーズを踏まえた適切な簡易水道事業の経営、安全で安心な水道の安定的な供給を図っていきます。

* 「P D C Aサイクル」…Plan(計画)→Do(実施)→Check(検証)→Action(改善)による継続的改善手法

会津若松市簡易水道事業 投資・財政計画（収支計画）

【資本的収支】

（単位：千円）

区 分（科目）		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
資本的収入	企業債（地方公営企業法適用債）	17,200	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	企業債（建設改良事業等充当債）	0	4,600	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	一般会計繰入金（基準・建設改良債元金分）	0	0	0	0	0	0	0	92	92	92	92	92
	一般会計繰入金（基準・工事10%分）	0	324	30	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	工事補償金	0	513	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	17,200	5,437	30	0	0	0	0	92	92	92	92	92	
資本的支出	建設改良費	0	5,437	300	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	企業債償還元金（法適用債分）	300	1,450	1,450	4,250	4,250	4,250	4,250	4,250	3,950	2,800	2,800	0
	企業債償還元金（建設改良債分）	0	0	0	0	0	0	0	184	184	184	184	184
	計	300	6,887	1,750	4,250	4,250	4,250	4,250	4,434	4,134	2,984	2,984	184
資本的収支		16,900	▲ 1,450	▲ 1,720	▲ 4,250	▲ 4,250	▲ 4,250	▲ 4,250	▲ 4,342	▲ 4,042	▲ 2,892	▲ 2,892	▲ 92
補てん財源	損益勘定留保資金	0	0	106	907	907	907	907	907	907	907	907	92
	当年度純利益又は利益剰余金取崩	0	1,450	1,450	3,343	3,343	3,343	3,343	3,435	3,135	1,985	1,985	0
	一般会計繰入金（基準外）	0	0	164	0	0	0	0	0	0	0	0	0

（単位：千円）

（参考）企業債残高 ※地方公営企業適用債のみ	33,700	36,850	35,400	31,150	26,900	22,650	18,400	13,966	18,100	21,084	24,068	24,252
------------------------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------

○一般会計繰入金

（単位：千円）

区 分		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
収益的収支分	基準内繰入金（企業債利子・法適用債元金分）	160	740	797	2,180	2,176	2,173	2,169	2,166	2,011	1,431	1,428	25
	基準外繰入金（法適用債元利償還差額分）	161	740	798	2,180	2,177	2,174	2,170	2,166	2,012	1,433	1,430	25
	基準外繰入金（収益的収支補てん分）	2,994	10,076	11,075	10,206	10,224	10,243	10,260	10,279	10,297	10,349	10,333	10,346
	計	3,315	11,556	12,670	14,566	14,577	14,590	14,599	14,611	14,320	13,213	13,191	10,396
資本的収支分	基準内繰入金（建設改良債元金分・建設改良工事10%分）	0	324	30	0	0	0	0	92	92	92	92	92
	基準外繰入金（資本的収支補てん分）	0	0	164	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	0	324	194	0	0	0	0	92	92	92	92	92
合 計		3,315	11,880	12,864	14,566	14,577	14,590	14,599	14,703	14,412	13,305	13,283	10,488